

1 調査の概要

1 調査の目的及び沿革

我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としている。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 23 号）として、昭和 27 年に第 1 回の調査が行われ、以後、昭和 51 年までは 2 年ごとに、その後は 3 年ごとに、平成 9 年以降は 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

2 調査期日

平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した。

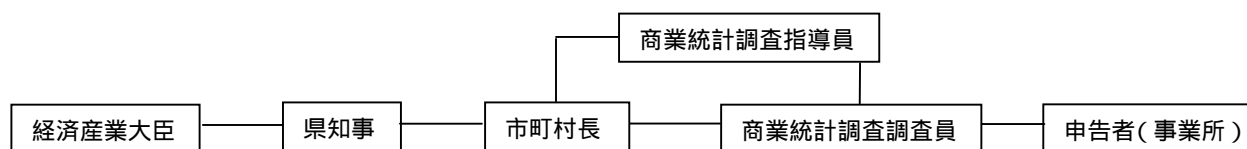
今回は、第 2 回目の簡易調査であり、「事業所・企業統計調査」（指定統計第 2 号）及び「サービス業基本調査」（指定統計第 117 号）との同時調査により実施した。

3 調査の範囲

調査期日現在、日本標準産業分類「大分類 J - 卸売・小売業」に属するすべての事業所を対象とした。ただし、次に掲げるものは調査の対象から除かれている。

- (1) 国及び地方公共団体に属するもの
- (2) 有料施設内に設けられているもの

4 調査の経路



5 利用上の注意

- (1) 統計表中の記号
 - 「 - 」…………… 実数について該当のないもの又は調査していないもの。
 - 「 」…………… 減少したもの。
 - 「 X 」…………… その数値に該当する事業所が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数値を秘匿したことを示したもの。なお、この秘匿によっても「 X 」が算出される恐れがあるものについては、事業所数が 3 以上でも「 X 」で秘匿した箇所がある。
- (2) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (3) この報告書は、市が県の協力を得て独自に集計したものであり、後日経済産業省で公表する数値と若干相違することがある。

2 用語の解説

1 事業所

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所」をいう。

なお、「法人でない団体」は「個人事業所」に含めている。

(卸売業)

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者(工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に業務用として商品を販売する事業所
- (3) 製造業者が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所
- (4) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所(修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。)
- (5) 他人又は他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所

一般的な卸売業の例

卸売商、問屋、商社、商事会社、製造業の販売事業所、貿易商、仲買人、農産物集荷業

(小売業)

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 主として個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む。)又は家庭用消費のために商品を購入し販売する事業所
- (2) 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所(修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とする。)
- (2) 製造小売業
製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- (4) ガソリンスタンド
- (5) 主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所(訪問販売、通信販売の事業所など)

2 従業者数

平成16年6月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者(平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用され、かつ調査日現在も継続して雇用されている臨時の者を含む。)をいう。

3 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の商品販売額

なお、年間商品販売額には消費税を含む。

4 その他の収入額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の商品販売額以外の事業による収入額をいい、次のものが含まれる。

- (1) 修 理 料 ... 商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理で得た収入額
- (2) 仲 立 手 数 料 ... 他人又は他の事業所のために仲立人として商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料
- (3) 製 造 業 出 荷 額 ... 自店で製造した商品を卸売している場合の卸売販売額
- (4) サービス業収入額 ... 販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE取次手数料などサービスの提供により得た収入額
- (5) 上記以外の収入額 ... (1)～(4)以外のその他の収入額
ただし、営業外収益(受取利息、受取配当金など)や特別利益(固定資産売却益、前期損益修正益など)は除く。また、個人事業所において、家族が他の事業所から得た給与収入も除く。

5 商品手持額

事業所が販売する目的で保有している手持商品の金額をいう。(簡易調査のため調査項目なし)

6 売場面積(小売業のみ)

小売業者が商品を販売するために、実際に使用している売場の延べ床面積
ただし、牛乳小売業、自動車(新車、中古車)小売業、畳(製造、非製造)小売業、建具小売店、ガソリンスタンド、新聞小売業、訪問販売及び通信カタログ販売は除く。

7 開店時刻及び閉店時刻(小売業のみ)

店舗の開店、閉店時刻をいう。
牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

8 その他注意事項

平成16年調査は簡易調査であり、産業を格付けるための商品分類を現行の4桁分類から3桁分類へと大括りにしているため、平成14年結果を平成16年分類で組替えて「増加率」(16年/14年)を算出している。